

(案)



岡 貨 審 第 号
令和 3 年 11 月 10 日

岡山労働局長
内田敏之 殿

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田和弘

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 3 年 7 月 2 日付け岡労発基 0702 第 4 号及び 7 月 30 日付け岡労発基 0730 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定による議決に基づきそのまま答申する。

別 紙



岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業及び舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月末満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発効の日

法定どおり